

保交安第37号

平成23年8月29日

運輸安全委員会事務局

参事官 殿

海上保安庁交通部

安全課 長

コンテナ船CARINA STAR護衛艦くらま衝突事故に係る意見について
(通知)

平成23年6月24日付運委参第147号に記載された標記意見を受け、新たに講じた措置はありませんが、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(平成21年法律第69号)の施行(平成22年7月1日)等に伴い実施した措置に、同意見に該当する事項(同衝突事故に係る船舶事故調査報告書「7 参考事項」に記載のある事項を除く。)が全て含まれていますので、参考までに下記のとおり通知します。

記

- 1 前記法律の施行を受け、次に掲げる事項を規定した関門マーチス運用マニュアルに基づき、適切な運用を図っている。
 - (1) 早瀬瀬戸付近で追い越しが予想される場合を重点監視すること
 - (2) (1)に掲げる場合において、その場所及び周囲の状況に応じた情報提供等を行うにあたっての具体的内容
 - (3) 15ノットを超え関門航路(一部を除く。)及び関門第二航路を航行する船舶を把握した場合、当該船舶の航走波の状況を確認した後、必要に応じ、速力を落とすよう情報提供等を行うこと
 - (4) 当直の引継ぎの際、航法指導等が必要な船舶がある場合は、状況改善後に交代すること



- 2 前記法律の施行に併せ、関門航路を航行するにあたっての航法、通信符号等を記載した手引(日本語、英語)を作成し、代理店等に配布したほか、関門海峡海上交通センターのホームページに掲載することにより周知を行っている。
- 3 本年5月に運用管制官に対する国際標準に準じた資格認定制度に関する訓令を制定し、運用を行っている。
- 4 本年8月に関門海峡海上交通センターに夜間でもわずかな光があれば船名等が把握可能な超高感度監視カメラを設置し、運用を行っている。